

評価の説明責任？

公共調達各段階において「説明責任を果たす」ことへの社会的要求が一段と強まっている。行政機関の全ての行為は、社会に対してその根拠を説明するものでなくてはならないという考え方自体に異論を挟む余地は少ない。しかしどのような方法でその要求に応えるべきかという問いには、多くの答えがあってよいはずである。

「説明責任」という言葉がaccountabilityの訳語として比較的最近造られた語であることはよく知られている。ある全国紙を例にとると、「説明責任」という言葉が初めて紙面に登場したのは1996年、同年の出現件数は28件である。以来この言葉の使用は増加の一途を辿り、件数は2000年に361件、2007年には630件にも上っている。今や説明責任は公共部門に限らずあらゆる意思決定に付随する普遍的義務として一般に定着しているように見える。

一方この言葉が実際に用いられている文脈は、社会の置かれている状況によってさまざまであることが想像できる。例えば「説明責任を果たす」という日本語は、対応する元の英語表現と比べても遙かに強い語感を伴う。それは「果たす」という言葉が、説明できるという可能性だけでなく、説明行為、しかも全ての人に分かりやすい説明を与える行為も併せて要求する響きを持つからであろう。このことは市民社会にとって歓迎すべき偶

然といえなくもないが、それでも行き過ぎると思わぬ副作用をもたらしかねない。

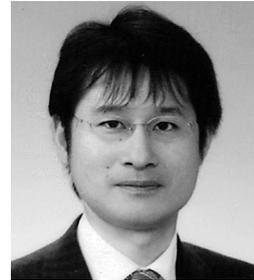
誰もが理解できる説明をする能力や姿勢が職業倫理として求められることは言うまでもない。しかし全ての説明が誰にも反論しようのないものでなければならない、とまでその義務を突き詰めてしまうと、判断のいかなる過程にも人間的な主体性の介在する余地がなくなってしまう。結果として、判断理由の中身よりも判断過程が定型であることを根拠に挙げるしか説明の方法がなくなるのである。本来は行政判断の根拠を分かりやすく説明してもらうことを要求していたはずが、気がつけば全て物事が機械的に定まったような見せ方を市民自ら推奨しているという逆説に陥る。

さて、近年総合評価方式の施行をはじめ、入札方式・契約方式の多様化と手続きの適正化がさまざまな施策をとおして図られてきた。さらに最近では随意契約の運用が見直されるなど、わが国における公共調達システムに新しい仕組みが次々と導入されている。同時に公共事業の受注者選定プロセスにおいて採られる評価手法もまた多様化してきた。評価方法と評価結果についての公正さをどのように担保し、説明するのが望ましいかという問題がこれまで以上に問われている。

一般に、多くの選択肢から一つの選択肢を選ぶ

東京大学大学院 新領域創成科学研究科
准教授

ほり た まさ ひで
堀 田 昌 英



にはいくつか代表的な方法がある。ひとつはある選択肢（例えば応札者）の得点をどう採点するかの評価式をあらかじめ決めておいて、その得点の優劣によって選択を行う算法型の方法である。もう一つは採点式の代わりに評価を行う主体を選ぶ手続きを決めておいて、選ばれた評価者が与えられた義務と権限・裁量に基づいて選定を行う手続き型の方法である。

両者は一長一短があるものの、補完しあったり組み合わせられたりしながら共に歴史的に広く用いられてきた。現在盛んに用いられている前者の算法型は評価の根拠が明確であり透明性を確保しやすいという利点をもつ。一方で評価に用いる算定式が何の根拠をもって決まったのかは逆にブラックボックスとなりやすく、したがって評価基準や評価式自体を恣意的に決めることが可能であれば、確保される透明性が単に見せかけ上のものになる。

他方の手続き型は事案の固有性が高いときに利点があるが、その一方で恣意的で裁量を超えた主観が介在しやすく、結果の説明がしにくいと信じられている。現在の日本で公共的な意思決定のルールを選ぶ際に、手続き型の方式が単独で支持されることは極めて少ない。

手続き型の方法の欠点は確かに評価する人をきちんと選べなかった時に全く機能しないことであ

る。しかしきちんとした評価者を選ぶためのきちんとした手続きを策定・運用し、評価者に対する信頼を確立することをあきらめてしまうことによる代償もまた大きい。手続き型を排して算法型にすれば公正な仕組みが確立できるというわけでは必ずしもない。

随意契約を例にとると、これまでの運用が透明性を欠いており、結果として特定の法人の権益擁護に繋がってきたのではないかという最近の指摘があった。その指摘に対して政府は随意契約の運用を見直す方針を決めたが、その結果拡充された役務・物品契約の企画競争等の実施においても総合評価方式と同じ算法型が採用されていると聞くと、上記の傾向が一段と進んでいることを感じる。落札者選定プロセスの説明責任を果たす行いが上述のような逆説に陥ってしまえば、評価の公正性を確保するために日々膨大な業務を担っている人々が報われない。

真に選ぶべき理由があるとき、それが定型的であるとは限らない。説明責任を「果たす」という言葉の響きに過度に怯むことなく、語りうる限りの理由を真摯に語ったうえで、その結果が尊重される仕組みがより健全な結果をもたらすと信じる。